

懸賞SA 解答 2023年 11月号

- 問1 正解④** 憲法33条にいう「現行犯」とは、現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者及びこれに準ずる者をい、刑訴法212条2項の準現行犯も、ここでいう「現行犯」に当たるものと解されている。
- 問2 正解①** 所持品検査については、警職法の中に明文規定は設けられていないが、警職法2条1項による職務質問に付随して行うことができるものと解されている（最判昭53.6.20）。
- 問3 正解⑤** 暴行罪の成立に当たっては、傷害を惹起させる危険性は不要である。すなわち、怪我をさせる危険性がなくても、人の身体に向けた不法な有形力の行使が行われれば足り、例えば毛髪を切断するにとどまる行為であっても、本罪における暴行が行われたこととなる（大判明45.6.20）。
- 問4 正解③** 任意同行後、被疑者から退去したい旨の意思表示があった場合には、実力をもってそれを阻止することはできないが、取調べに応じるよう説得することはできる。なお、その際に肩を軽く押さえる程度の有形力を行使しても、それが直ちに違法な職務執行になるわけではない（最決昭51.3.16）。
- 問5 正解②** 警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼に応えることができるよう、職務倫理の基本に示されている高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。
- 問6 正解①** 生活安全警察は、行政活動の比重が高いという特徴がある。具体的な行政活動としては、防犯活動、少年非行防止活動、風俗環境浄化活動等の諸活動に加え、警備業、風俗営業、古物営業等の指導監督等がある。また、生活経済事犯の取締りにおいて消費者保護の観点が必要とされるように、犯罪の取締りに当たっても、被害拡大の防止を図るための行政的な措置が要請される。
- 問7 正解③** 贈収賄事件は、他の犯罪に比べて潜在性が強い。この点、端緒情報は、投書や相談により把握できる場合もあるが、被害者からの申告は想定されないため、警察官の積極的な情報収集活動によって把握しなければならない。
- 問8 正解⑤** 指導警告に従わず違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたりするなどの自転車利用者による交通違反に対しては、交通切符を活用した検挙措置を講じていく。
- 問9 正解②** 警備犯罪は、自己の主義主張が正しいと確信する者によって行われる場合が多いため、被疑者に罪悪を犯したという「罪の意識」が乏しいのが一般的である。こうした傾向は、自らの主義主張についての信念が強く、計画的・組織的な犯行に及ぶ被疑者において特に著しいものとされている。
- 問10 正解④** 他山之石（たざんのいし）は、「他人の様を反省材料にする」ことである。